税や各種料金をスマートフォン決済アプリで納められます

市の窓口や金融機関、コンビニに行かなくても、いつでもどこでも納付できます。ぜひ、ご利用ください。

●**利用できるアプリ**　LINE Pay、PayB、楽天銀行、PayPay、au PAY、銀行Pay（ゆうちょPay）、Fami Pay、d払い

●**納付できる科目**　市県民税（普通徴収）、軽自動車税（種別割）、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、認定こども園保育料、公営住宅等使用料、学校給食費、幼稚園預かり保育料、奨学資金償還金、放課後児童クラブ利用料、緊急通報システム利用料、配食サービス利用料、老人保護措置費負担金、農業費分担金、水道（下水道）料金

●**納付手続きに必要なもの**
□コンビニ収納用バーコードが印刷された納付書
□決済アプリがインストールされたスマートフォンまたは、タブレット端末

●**納付の方法**　納付書のバーコードをスマートフォンなどのカメラで読み取ります。

●**利用できない納付書**
□金額が30万円（Fami Payは10万円）を超えるもの。水道料金は5万円を超えるもの
□納期限を過ぎているもの
□バーコードが印刷されていないまたは、傷や汚れなどで読み取れないもの

●**利用上の注意事項**
□アプリの利用料、手数料は無料ですが、通信料は利用者負担となります。
□領収証書は発行されません。領収証書が必要な人は、金融機関などで納付してください。また、軽自動車税納税証明書が必要な人は、各総合支所で交付申請してください。
□一度決済が完了した納付は取り消せません。
□二重納付防止のため、納付完了した納付書は「納付済」と記載するなどの処理をしてください。

※**アプリの使用方法など詳しくは、各社ウェブサイトで確認してください。**

●**決済アプリ各社ウェブサイト**

LINE Pay　PayB　楽天銀行　PayPay　au PAY　ゆうちょPay　Fami Pay　d払い

問 **会計課**　☎(22)1143

市税の一部が二次元コードで納付可能に

市税の一部で、納付書に記載の二次元コードを使用した納付が可能となります。
詳しくは、地方税お支払サイトで確認してください。
URL https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser

●**対象市税**　軽自動車税（種別割）、固定資産税、市県民税（普通徴収）、国民健康保険税

●**納付方法**
□地方税共同機構が収納事務を委託した金融機関窓口での納付
□ダイレクト納付（口座振替）
□クレジットカード納付
□ペイアプリ納付（スマートフォン決済）

※**納付方法は変更または、追加となる場合があります。**

●**注意事項**
□令和5年4月以降に発行した納付書に、二次元コードが記載されています。
□アプリ通信費や、クレジットカードの手数料は、利用者負担となります。

問 **総務部税務課**　☎(22)1121

自動車税（種別割）の減免制度

身体や精神に障害のある人など、一定の要件に該当する場合、自動車税（種別割）の減免を受けることができます。

軽自動車税（種別割）の減免

●**申請期間**　4月14日（金）～5月1日（月）
※**期間内に申請しないと、減免は受けられません。**

●**申請方法**　次の必要書類を添えて、各総合支所市民サービス課に申請してください。
□減免申請書
※**各総合支所市民サービス課に備え付けています。**
□マイナンバーカードまたは、個人番号通知カードなどのマイナンバー確認書類と運転免許証などの本人確認書類
※**申請書には、納税義務者本人のマイナンバーの記載が必要です。**
□身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳など
□運転する人の免許証の写し
□車検証の写し
□軽自動車（種別割）納税通知書
※**減免を受けられるのは、該当者1人につき1台まで。**
※**自動車税との重複適用は不可。**
※**減免要件など詳しくは、市ウェブサイトで確認していただくか、税務課へ問い合わせください。**

自動車税（種別割）の減免

申請は、随時受け付けしています。申請の翌月分から月割相当額が減免されます。
なお、令和4年度中に要件を満たした人は、4月3日（月）から5月31日（水）までに申請すると、令和5年度の自動車税（種別割）が上限まで減免されます。
※**申請方法や減免要件など詳しくは、宮城県ウェブサイトで確認していただくか、宮城県北部県税事務所栗原地域事務所へ問い合わせください。**

●**宮城県ウェブサイト**
URL https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/shinsyogenmen.html

問 **軽自動車税（種別割）減免について**
総務部税務課　☎(22)1121
自動車税（種別割）減免などについて
宮城県北部県税事務所栗原地域事務所　☎(22)2123

軽自動車税（種別割）のグリーン化特例

三輪以上で、環境性能の優れた新車の軽自動車に対し、税率を軽減するグリーン化特例が適用されます。

●**対象車両**　令和4年4月1日から令和5年3月31日までに新車登録した三輪以上の軽自動車で、排出ガス性能および燃費性能が優れていて、環境への負荷が少ない車両

●**対象年度**　令和5年度分
※**対象や税率など詳しくは、市ウェブサイトで確認していただくか、問い合わせください。**

問 **総務部税務課**　☎(22)1121

軽JNKS（じんくす）、軽OSS

軽自動車に係る新システム、サービスの運用が開始しました。
詳しくは、地方税共同機構ウェブサイトで確認してください。
URL https://www.lta.go.jp/jidousya/

軽JNKS（軽自動車税納付確認システム）

軽自動車検査協会が、車両ごとの軽自動車税（種別割）の納付状況をオンラインで確認できるシステムです。
このシステムにより、納税者は、車検申請時に検査窓口での納税証明書提示が原則不要になります。また、紛失した場合の再交付申請も不要です。
※**納付方法によっては、納付状況が登録されるまで日数を要する場合があります。**

軽OSS（軽自動車保有関係手続のワンストップサービス）

検査の申請や国税の納付など、軽自動車を保有するために必要な手続きが、インターネットでいつでもできます。

●**対象の手続き**　新車の軽自動車を購入した際の、次の手続き
□検査申請
□検査手数料、技術情報管理手数料、自動車重量税の納付
□軽自動車税環境性能割の申告納付
※**車検証などの受け取りは、軽自動車検査協会窓口で行います。**
※**二輪、原付、小型特殊は、軽OSSの対象外です。**

問 **総務部税務課**　☎(22)1121

固定資産の縦覧・閲覧で資産の確認を

令和5年度の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と、固定資産課税台帳の閲覧が始まります。
期間中は手数料無料です。ぜひ、この機会に確認してください。

●**縦覧・閲覧できる人**
□納税義務者本人
□納税義務者の代理人
※**委任状が必要です。**
□納税管理人など

●**縦覧・閲覧に必要なもの**
運転免許証や健康保険証など本人を確認できるもの
※**借地・借家人の場合は、賃貸借契約書なども必要です。**

●**縦覧・閲覧期間**　4月3日（月）～5月31日（水）
午前8時30分～午後5時15分
※**土・日曜日、祝日を除く**

●**縦覧・閲覧場所**
□総務部税務課
□各総合支所市民サービス課

縦覧とは

納税者が、他の土地や家屋との比較により、自己の土地や家屋の評価が適正かを判断できる制度です。

閲覧とは

課税前に、自身が所有する固定資産の課税台帳の評価額などを確認する制度です。借地・借家人も閲覧できます。

問 **総務部税務課**　☎(22)1121

水道メーターの取り替え

水道メーターは、計量法で有効期間が8年と定められています。有効期間満了までに、新しいメーターへの取り替えを無料で行っています。
対象者には、作業予定期間や作業業者を、事前にはがきでお知らせします。

●**取替作業にあたって**
□作業は立ち会い不要です。また、不在でも作業することがあります。
□メーターボックスの上や周辺に、作業の支障となるような物を置かないでください。
□犬などは作業範囲外に係留してください。
□業者は、市発行の証明書を携帯しています。
□作業中は水を止めます。
□作業後、通水確認のため、少量の水を使うことがあります。
□作業が終わったら、チラシでお知らせします。
□取り替え後に水道を使用する際は、蛇口から水を少量流してから使用してください。
□作業時に水漏れを発見した場合、チラシでお知らせします。なお、修理費用は自己負担となります。

問 **上下水道部経営課**　☎(42)1130